

令和 6 年

第 3 回海老名市議会定例会

議 案 書

議事日程第1号（令和6年第3回海老名市議会定例会第1日）

令和6年8月27日（火）午前9時30分開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 報告第6号 | 継続費精算報告について（（仮称）上郷河原口線整備事業費（アプローチ部）） |
| 日程第2 | 報告第7号 | 令和5年度決算に基づく健全化判断比率等について |
| 日程第3 | 議案第43号 | 海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部改正について |
| 日程第4 | 議案第44号 | 海老名市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について |
| 日程第5 | 議案第45号 | 海老名市手数料条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第46号 | 海老名市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第47号 | 海老名市空き家及び空き地の適正管理に関する条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第48号 | 海老名市農業委員会委員及び海老名市農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第49号 | 物品の取得について（令和6年度教育用タブレット端末等） |
| 日程第10 | 議案第50号 | 工事請負契約の変更について（海老名市消防署南分署建設工事（建築）） |
| 日程第11 | 議案第51号 | 市道の路線認定について（市道2772号線） |
| 日程第12 | 議案第52号 | 令和5年度海老名市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について |
| 日程第13 | 議案第53号 | 海老名市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて |

- 日程第 1 4 議案第 5 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 1 5 議案第 5 5 号 令和 6 年度海老名市一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 1 6 議案第 5 6 号 令和 6 年度海老名市国民健康保険事業特別会計補正予算
（第 1 号）
- 日程第 1 7 議案第 5 7 号 令和 6 年度海老名市介護保険事業特別会計補正予算（第
1 号）
- 日程第 1 8 議案第 5 8 号 令和 6 年度海老名市後期高齢者医療事業特別会計補正予
算（第 1 号）
- 日程第 1 9 議案第 5 9 号 令和 6 年度海老名市公共下水道事業会計補正予算（第 1
号）
- 日程第 2 0 認定第 1 号 令和 5 年度海老名市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 1 認定第 2 号 令和 5 年度海老名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出
決算認定について
- 日程第 2 2 認定第 3 号 令和 5 年度海老名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算
認定について
- 日程第 2 3 認定第 4 号 令和 5 年度海老名市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳
出決算認定について
- 日程第 2 4 認定第 5 号 令和 5 年度海老名市公共用地先行取得事業特別会計歳入
歳出決算認定について
- 日程第 2 5 認定第 6 号 令和 5 年度海老名市公共下水道事業会計決算認定につい
て

報告第 6 号

継続費精算報告について（（仮称）上郷河原口線整備事業費（アプローチ部））

海老名市一般会計予算の継続費に係る事業（（仮称）上郷河原口線整備事業費（アプローチ部））が終了したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和6年8月27日提出

海老名市長 内 野 優

令和5年度海老名市一般会計継続費精算報告書

(単位 円)

款	項	事業名	年度	全体計画			実績			比較						
				左の財源内訳			支出済額	左の財源内訳			年額と支出済額の差	左の財源内訳				
				年割額	特定財源			一般財源	国県支出金	地方債		その他	国県支出金	地方債	その他	
			2	98,500,000	0	97,500,000	0	1,000,000	98,500,000	0	97,500,000	0	1,000,000	0	0	
			3	933,000,000	220,000,000	180,000,000	0	533,000,000	933,000,000	421,910,000	507,700,000	0	3,390,000	0	529,610,000	
			4	1,004,500,000	281,931,000	343,400,000	0	379,169,000	753,310,800	298,431,000	450,400,000	0	4,479,800	△ 16,500,000	△ 107,000,000	374,689,200
			5	90,000,000	0	89,100,000	0	900,000	9,508,100	0	8,500,000	0	1,008,100	0	△ 108,100	
8	土木費	2 道路橋りょう費 (仮称)上郷河原 口橋整備事業費 (アプロローチ部)	合計	2,126,000,000	501,931,000	710,000,000	0	914,069,000	1,794,318,900	720,341,000	1,064,100,000	0	9,877,900	△ 218,410,000	△ 354,100,000	904,191,100

報告第7号

令和5年度決算に基づく健全化判断比率等について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和6年8月27日提出

海老名市長 内 野 優

1 令和5年度決算に基づく健全化判断比率

(単位 %)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.89)	— (16.89)	5.2 (25.0)	30.2 (350.0)

備考

- (1) 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は「—」
- (2) 括弧内は海老名市における早期健全化基準

2 令和5年度決算に基づく公営企業の資金不足比率

(単位 %)

公営企業会計の名称	資金不足比率
公共下水道事業会計	— (20.0)

備考

- (1) 資金不足比率が算定されない場合は「—」
- (2) 括弧内は海老名市における経営健全化基準

議案第 4 3 号

海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部改正について

海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 8 月 2 7 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

国の定める基準をもって、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準とすることを定めたいため

海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第29号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業（以下これらを「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業」という。）の運営に関する基準を定めるものとする。

（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準）

第2条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）に定める基準をもって、その基準とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 4 号

海老名市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
全部改正について

海老名市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 8 月 2 7 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

国の定める基準をもって、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準とすることを定めたいため

海老名市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

海老名市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第30号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第1項の規定に基づき、同法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「家庭的保育事業等」という。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準）

第2条 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）に定める基準をもって、その基準とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 5 号

海老名市手数料条例の一部改正について

海老名市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 8 月 2 7 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

マンション管理計画認定制度における事務手数料を定めたいため

海老名市手数料条例の一部を改正する条例

海老名市手数料条例（昭和40年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(24) マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。

以下この号において「法」という。）に基づく手数料

ア 法第5条の3第1項の規定に基づく管理計画の認定の申請に係る手数料は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

(ア) 長期修繕計画（マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第1条の2第1項第2号に規定する長期修繕計画をいう。以下同じ。）の数が1である場合 2,000円

(イ) 長期修繕計画の数が2以上である場合 2,000円に、長期修繕計画の数から1を差し引いた数に1,000円を乗じて得た額を加算した額

イ 法第5条の6第1項の規定に基づく管理計画の更新認定の申請に係る手数料は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

(ア) 長期修繕計画の数が1である場合 24,000円

(イ) 長期修繕計画の数が2以上である場合 24,000円に、長期修繕計画の数から1を差し引いた数に8,000円を乗じて得た額を加算した額

ウ 法第5条の7第1項の規定に基づく管理計画の変更認定の申請に係る手数料は、次に掲げる変更の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合計した額とする。

(ア) 認定基準（法第5条の7第2項において準用する法第5条の4各号に掲げる基準をいう。以下同じ。）に関する事項に係る規約（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第30条第1項（同法第66条において準用する場合を含む。）に規定する規約をいう。以下同じ。）の変更 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 変更する規約の数が1である場合 6,000円

- b 変更する規約の数が2以上である場合 6,000円に、変更する規約の数から1を差し引いた数に2,500円を乗じて得た額を加算した額
- (イ) 認定基準に関する事項に係る長期修繕計画の変更 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- a 変更する長期修繕計画の数が1である場合 9,000円
 - b 変更する長期修繕計画の数が2以上である場合 9,000円に、変更する長期修繕計画の数から1を差し引いた数に7,500円を乗じて得た額を加算した額
- (ウ) 認定基準に関する事項に係るウ(ア)及び(イ)以外の事項の変更 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- a 当該事項を変更する管理組合（法第2条第3号に規定する管理組合をいう。以下同じ。）の数が1である場合 5,000円
 - b 当該事項を変更する管理組合の数が2以上である場合 5,000円に、当該事項を変更する管理組合の数から1を差し引いた数に2,500円を乗じて得た額を加算した額

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

議案第 4 6 号

海老名市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部改正について

海老名市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 8 月 2 7 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

介護保険法施行規則の改正に伴い、地域包括支援センターの職員及びその員数に関する基準を見直したいため

海老名市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

海老名市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例（平成26年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「の員数」を「及びその員数（海老名市介護保険運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、海老名市介護保険運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

別表おおむね2,000人以上3,000人未満の項中「前項」を削り、「同項第3号」を「第3号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

議案第 47 号

海老名市空き家及び空き地の適正管理に関する条例の一部改正について

海老名市空き家及び空き地の適正管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 8 月 27 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、所要の改正を行いたいため

海老名市空き家及び空き地の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

海老名市空き家及び空き地の適正管理に関する条例（平成27年条例第17号）の一部を次のように改正する。

題名中「空き家」を「空家等」に改める。

第1条中「、空き家」を「、空家等」に改め、「（以下「空き家等」という。）」を削る。

第2条第1号を次のように改める。

（1） 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する空家等をいう。

第2条第3号中「空き家の倒壊等又は空き地への樹木等の繁茂若しくは建築材料、物品等の堆積」を「建築物の倒壊、樹木の繁茂又は建築材料の堆積等」に改め、同条第4号中「空き家等」を「空家等及び空き地」に改める。

第3条中「自らが所有し、又は管理する空き家等」を「空家等及び空き地」に改める。

第4条中「空き家等」を「空家等及び空き地」に改める。

第5条第1項及び第2項並びに第6条第1項中「空き家等」を「空き地」に改める。

第10条第1項中「助言又は指導」を「次に掲げる措置」に改め、同項に次の各号を加える。

- （1） 法第13条第1項の指導
- （2） 法第22条第1項の助言又は指導
- （3） 第6条第1項の助言又は指導

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 48 号

海老名市農業委員会委員及び海老名市農地利用最適化推進委員の定数に
関する条例の一部改正について

海老名市農業委員会委員及び海老名市農地利用最適化推進委員の定数に関する条例
の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 8 月 27 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

農地面積の減少に伴い、海老名市農地利用最適化推進委員の定数を改めたいため

海老名市農業委員会委員及び海老名市農地利用最適化推進委員の定数に
関する条例の一部を改正する条例

海老名市農業委員会委員及び海老名市農地利用最適化推進委員の定数に関する条例
(平成27年条例第54号)の一部を次のように改正する。

第2条中「6人」を「5人」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 49 号

物品の取得について（令和 6 年度教育用タブレット端末等）

令和 6 年度教育用タブレット端末等の取得について、下記のとおり契約を締結するため、海老名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 13 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 8 月 27 日提出

海老名市長 内 野 優

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 契約の目的 | 令和 6 年度教育用タブレット端末等購入 |
| 2 物品名及び数量 | 教育用タブレット端末等 644 セット |
| 3 契約の方法 | 条件付一般競争入札による契約 |
| 4 契約金額 | 一金 34,727,000 円 |
| 5 契約の相手方 | 神奈川県横浜市中区山下町 198 番地
東日本電信電話株式会社
執行役員 神奈川事業部長 相原 朋子 |

提案理由

議会の議決を得た上、財産を取得したいため

参考資料

令和6年度教育用タブレット端末等購入

入札方法	条件付一般競争入札
開札年月日	令和6年7月30日
落札決定日	令和6年8月2日
入札回数	1回
設計金額	38,026,912円（税込み）
予定価格	38,026,912円（税込み）
落札金額	34,727,000円（税込み）
うち消費税相当額	3,157,000円
落札者	神奈川県横浜市中区山下町198番地 東日本電信電話株式会社 執行役員 神奈川事業部長 相原 朋子

入札状況

業者名	所在地	入札金額（円）
東日本電信電話株式会社 執行役員 神奈川事業部長 相原 朋子	神奈川県横浜市中区 山下町198番地	31,570,000 (34,727,000)
株式会社ミヤダイ 代表取締役 宮台 賢一郎	神奈川県相模原市中央区 千代田七丁目12番2号	32,180,680 (35,398,748)
株式会社エス・エス・イー 代表取締役 坂巻 正雄	神奈川県海老名市 中央二丁目1番16号	辞退

※入札金額には、消費税相当額を含みません。括弧内の金額は、税込金額です。

仕様

OS	Apple iPadOS
ディスプレイ	10.2インチで、タッチパネル機能を有すること。
カメラ	インカメラ及びアウトカメラの両方を装備していること。
Wi-Fi通信機能	IEEE 802.11a/b/g/n/ac に準拠した無線LAN機能を内蔵すること。
バッテリー	8時間以上の駆動時間を有すること。
その他	キーボード、タッチペン等

議案第 5 0 号

工事請負契約の変更について（海老名市消防署南分署建設工事（建築）
）

海老名市消防署南分署建設工事（建築）について、下記のとおり変更契約を締結するため、海老名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 1 3 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 8 月 2 7 日提出

海老名市長 内 野 優

記

- 1 契約の目的 海老名市消防署南分署建設工事（建築）
- 2 契約の方法 条件付一般競争入札による契約（原契約）
- 3 契約金額 「6 3 8, 0 0 0, 0 0 0 円」を
「6 6 6, 1 6 4, 4 0 0 円」に変更する。
- 4 契約の相手方 神奈川県横浜市中区南仲通 3 丁目 3 1 番地
株式会社渡辺組
代表取締役 渡邊 一郎

提案理由

議会の議決を得た上、工事請負契約を変更したいため

参考資料

工事請負契約の変更について

- 1 工事件名 海老名市消防署南分署建設工事（建築）
- 2 工事場所 海老名市社家五丁目676ほか1筆
- 3 契約期間 令和5年6月16日から令和6年12月6日まで
- 4 設計金額 変更前：658,240,000円（税込み）
変更後：691,163,000円（税込み）
- 5 契約金額 変更前：638,000,000円（税込み）
変更後：666,164,400円（税込み）
- 6 変更理由

工事受注者から、工事請負契約約款第26条第6項（インフレスライド条項）の規定に基づく請負金額の変更請求があり、労務単価等の変動を反映したところ、工事費が増額となるため

議案第 5 1 号

市道の路線認定について（市道 2 7 7 2 号線）

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、別紙の市道の路線を認定する。

令和 6 年 8 月 2 7 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

議会の議決を経た上、路線を認定したいため

案内図

図No.1



【認定理由】

市道2772号線：私道移管に伴う路線の認定のため

議案第 5 2 号

令和 5 年度海老名市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により、別紙のとおり令和 5 年度海老名市公共下水道事業会計の未処分利益剰余金を処分することについて、議会の議決を求める。

令和 6 年 8 月 2 7 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

議会の議決を経た上、未処分利益剰余金を処分したいため

令和5年度海老名市公共下水道事業会計の未処分利益剰余金636,741,660円のうち、245,596,397円を資本金へ組み入れ、391,145,263円を減債積立金へ積み立てる。

参考資料

令和5年度海老名市公共下水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	3,532,815,817	2,375,086,858	636,741,660
議会の議決による処分額	245,596,397	0	△ 636,741,660
資本金への組入	245,596,397	0	△ 245,596,397
減債積立金の積立	0	0	△ 391,145,263
処分後残高	3,778,412,214	2,375,086,858	(繰越利益剰余金) 0

議案第 5 3 号

海老名市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により、下記の者を海老名市固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、議会の同意を求める。

令和 6 年 8 月 2 7 日提出

海老名市長 内 野 優

記

住 所 海老名市本郷（以下略）

氏 名 清 田 全 志

生 年 昭和 2 8 年

提案理由

現委員清田全志氏の任期満了（令和 6 年 1 0 月 1 7 日）に伴い、再選任したいため

(参 考)

清 田 全 志 略 歴

年月	学歴・職歴
昭和51年3月	大学工学部卒業
昭和52年11月	綾瀬市に奉職
平成23年5月から 平成25年3月まで	課税課長
平成25年4月から 平成26年3月まで	福祉総務課長
平成26年3月	綾瀬市を退職
平成26年5月から 平成31年3月まで	綾瀬市に再任用
平成30年10月から 現在まで	海老名市固定資産評価審査委員会委員
令和元年7月から 令和2年3月まで	綾瀬市非常勤職員
令和2年4月から 現在まで	綾瀬市会計年度任用職員

議案第 5 4 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により、下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 6 年 8 月 2 7 日提出

海老名市長 内 野 優

記

住 所 海老名市本郷（以下略）

氏 名 二 見 隆 江

生 年 昭和 3 2 年

提案理由

現委員二見隆江氏の任期満了（令和 6 年 1 2 月 3 1 日）に伴い、再推薦したいため

(参 考)

二 見 隆 江 略歴

年月	学歴・職歴
昭和50年3月	高等学校卒業
昭和50年4月	海老名市に奉職
昭和61年11月	海老名市を退職
平成16年1月から 現在まで	人権擁護委員
平成18年4月から 平成23年3月まで	海老名市立有馬中学校学校評議員
平成18年4月から 現在まで	海老名市特別支援学級親の会オブザーバー
平成23年4月から 平成30年3月まで	海老名市立有馬小学校学校評議員
平成26年4月から 平成27年3月まで	海老名市人権擁護委員会会長
平成27年4月から 平成30年3月まで	海老名市子どもを守るネットワーク協議会委員
平成29年6月から 令和5年6月まで	神奈川県人権擁護委員連合会子ども人権委員
平成30年6月から 現在まで	海老名市立有馬小学校学校運営協議会委員
令和3年5月から 現在まで	厚木人権擁護委員協議会常務委員
令和4年4月から 現在まで	海老名市人権擁護委員会会長
令和5年4月から 現在まで	海老名市いじめ問題対策連絡協議会委員
令和5年5月から 現在まで	厚木人権擁護委員協議会副会長
令和5年6月から 現在まで	神奈川県海老名警察署協議会委員
令和5年6月から 現在まで	神奈川県人権擁護委員連合会理事

令和6年度海老名市一般会計等補正予算（別冊）

- 議案第55号 令和6年度海老名市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第56号 令和6年度海老名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第57号 令和6年度海老名市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第58号 令和6年度海老名市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第59号 令和6年度海老名市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

令和5年度海老名市一般会計等歳入歳出決算認定（別冊）

- 認定第1号 令和5年度海老名市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 令和5年度海老名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第3号 令和5年度海老名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第4号 令和5年度海老名市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第5号 令和5年度海老名市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第6号 令和5年度海老名市公共下水道事業会計決算認定について

令和6年第3回海老名市議会定例会会期日程（案）

会期35日間

月 日	曜日	種 別	内 容	開 議 時 刻
8月27日	火	本会議	開会、諸報告、議案審議、委員会付託	午前9時30分
9月2日	月	本会議	議案審議、委員会付託	午前9時
9月6日	金	委員会	総務常任委員会 予算決算常任委員会総務分科会	同
9月9日	月	委員会	文教社会常任委員会 予算決算常任委員会文教社会分科会	同
9月10日	火	委員会	経済建設常任委員会 予算決算常任委員会経済建設分科会	同
9月12日	木	本会議	市政に関する一般質問	同
9月13日	金	本会議	市政に関する一般質問	同
9月17日	火	本会議	市政に関する一般質問	同
9月19日	木	委員会	予算決算常任委員会総務分科会	同
9月20日	金	委員会	予算決算常任委員会文教社会分科会	同
9月24日	火	委員会	予算決算常任委員会経済建設分科会	同
9月26日	木	委員会	予算決算常任委員会	同
9月30日	月	本会議	委員会報告、議案審議、閉会	午前9時30分